

第5回新市名称及び市章選定小委員会会議結果報告書

開催日時	平成16年 1月26日(月) 13:35~16:00					
開催場所	宮城県古川合同庁舎5階「501会議室」					
委員の出欠 出席者 欠席者×	委員長 (古川市市会議員)	佐藤 勝		委員 (松山町住民代表)	松本 美佐子	
	副委員長 (岩出山町住民代表)	猪股 松男		委員 (三本木町住民代表)	工藤 俊一	
	副委員長 (松山町議会議員)	小笠原 康次		委員 (三本木町住民代表)	寺澤 道子	
	委員 (三本木町議会議員)	三浦 幸治		委員 (鹿島台町住民代表)	中條 勲	
	委員 (鹿島台町議会議員)	畑中 理一郎		委員 (鹿島台町住民代表)	中村 喜恵	×
	委員 (岩出山町議会議員)	佐藤 智		委員 (岩出山町住民代表)	中鉢 恵美	
	委員 (鳴子町議会議員)	大場 常男		委員 (鳴子町住民代表)	菊地 美恵子	
	委員 (田尻町議会議員)	嶋田 穎夫		委員 (鳴子町住民代表)	高橋 弘美	×
	委員 (古川市住民代表)	石村 明美	×	委員 (田尻町住民代表)	石澤 京子	
	委員 (古川市住民代表)	門脇 基	×	委員 (田尻町住民代表)	戸島 潤	×
	委員 (松山町住民代表)	角田 真寿美				
				出席者16名・欠席者5名		
	事務局	事務局長 佐藤吉昭, 次長 岡本透, 次長 千葉義明				
広報広聴班: 班長 小田中隆行, 主任 中田健一, 班員 菅原和成						
総務班: 主任 大友郁夫, 班員 高橋勝 囑託員 千葉敦子						
傍聴者	一般 0名 ・ 報道関係 3名(3社)					
委員長の署名						

会議次第

<ol style="list-style-type: none"> 1. 開 会 2. 開会の挨拶 3. 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・新市名称の名付け親大賞等当選者及び各賞の贈呈について 4. 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 新市の市章候補募集要領(案)について (2) 新市の市章候補選定基準(案)について 5. その他 6. 閉会の挨拶 7. 閉 会

議事の概要

1. 開会・・・広報広聴班 中田主任（司会進行）
2. 開会の挨拶・・・佐藤（勝）委員長
3. 報告事項・・・議長 佐藤（勝）委員長
新市の名称の名付け親大賞等当選者及び各賞の贈呈について
事務局・・・広報広聴班小田中班長により報告。
質 疑・・・なし

4. 協議事項・・・議長 佐藤（勝）委員長
（1）新市の市章候補募集要項（案）について
事務局広報広聴班小田中班長より、資料（P4～P7）に基づき説明。
確認事項

確認事項

「新市の市章候補募集要領（案）」の1（趣旨）については原案のとおりとし、応募用紙兼チラシの中で応募者の検討資料として大崎市に關係する理由等を含めた参考資料を提示する。資料については、次回の小委員会において検討することを確認した。

【確認事項 に関わる意見等】

- 委員 ・「大崎市」にふさわしい市章ということで公募を行ったときに、名称の理由と市章の理由が大きく違った場合ときの扱いはどのようにするのか。
- 委員 ・新市の市章の選定を進める上で、名称の理由にこだわっていくと、具体的なものは作りにくくなるのではないか。
- 委員 ・要領に大崎市のイメージを入れすぎることにより、デザイン理由により斬新なデザインを選考できない理由になる可能性もある。市章のデザインの理由が趣旨にきちんと当てはまらなければいけないものなのか。
- 委員 ・応募する人が、より自由に応募できるような状況をつくるべき。
- 委員 ・作者のデザイン理由は大切なところであり、ある程度の予備知識、イメージを設定する中で斬新なデザインが応募される可能性もある。イメージを固め過ぎると斬新なものが生まれないことも考えられる。作者が自由にできる条件を備えるべきである。
- 委員 ・名称選考理由に触れていた方が、より「大崎市」にあった市章のデザインが出てくるのではないか。
- 委員 ・「大崎市」に決まった由来を参考資料として付け加えただけでいいのではないか。現在の市町の市章を見ると町の一字をデザイン化したものやその町のイメージを出したもの、ほとんどが文字をデザイン化したものが多い。参考資料についてはデザインする人が大崎をイメージ出来る程度のものでよいのではないか。
- 委員 ・「大崎市」にふさわしい市章を選ぶのであれば、応募者が大崎というイメージをきちんと描いて参加していただきたい。
- 委員 ・応募する人は、デザインに携わる方が多いことが予想される。2・3点の大崎市のイメージを掲載することにより、そのイメージに囚われる感じがする。大崎市のイメージを限定すると、逆に選考が難しくなるのではないか。
- 委員 ・市章の募集を行うにあたって名称の理由、1市6町がまとまった経緯を再度周知し、その市にふさわしい市章を募集した方がより良いのではないか、それが選考やデザインがどうであるとかとは別である。
- 委員 ・名称に関わる内容を、募集要項の中に参考資料として付け加えて公募をするのが良いのではないか。大崎市の市章の応募を希望する誰もが大崎が分かるように、応募チラシの中に付け加えて、公募した方がより親切で自由なデザインが応募されるのではないか。
- 事務局 ・先進事例のほとんどでは、趣旨の中で、例えばまちづくりの基本理念がこうであるから市にふさわしい市章を公募するという考えで行っているのが現状である。選定する際の選定基準においては、新市のまちづくりの基本理念である にふさわしいというような表現のもとに選定をし、詳細に掲載している事例はない。市名の選考理由と新市将来構想に

ある将来像と新市まちづくりのテーマを掲載することが考えられるのではないか。

- 委員 ・市章はクリエイティブな部分であり、「大崎市」にふさわしいというのが表現としてあっているのではないか。
- 委員 ・選定する上でみんなの思った全体のイメージが一致すれば、みんなの意志としてふさわしいものがイメージとして決定付けられるのではないか。
- 委員 ・委員会の中で、ある程度意思統一を考えてからスタートしたほうがいいのではないか。
- 委員 ・応募する人は市にふさわしいデザインとして応募する。イメージは事前の意志統一、また詳細に理念を決めるものでもないと思われる。
- 委員 ・イメージを限定することにより、選定の時点でかなり限られたものの選定になることが懸念される。応募しようとしている意志を湧き起こさせる表現の募集要項でいいのではないか。応募者に広い範囲で考えていただき、その作品の中から委員会で議論していくことでよいのではないか。
- 委員 ・募集要領に載せるのか載せないのか、要するに要領の文章を変更するのか、参考資料として添付するのかを確認すべきである。
- 委員 ・「大崎市」ふさわしいという文言に大崎市を選定した理由等の文言を追加するのがいいのではないか。
- 委員 ・要領に入れると募集規定になるのではないか。
- 事務局 ・名称募集時においても、募集要領とは、1市6町についての詳細記述はなかったが、応募用紙兼募集チラシの中では、要領とは別に資料として1市6町の概要、自然条件、歴史的背景といったものを掲載して、参考にしていただいたということで、今回も要領の文言に謳わず、応募用紙兼チラシの中で大崎市を紹介する内容、大崎市の選考理由等を掲載して出すことも考えられる。

確認事項

2（募集する市章）（3）のデザインの色については、形のデザインを募集するということで黒一色とすることを確認した。

【確認事項 に関わる意見等】

- 委員 ・2（募集する市章）（3）に係る色について、カラーではいけないのか。
- 事務局 ・新市での運用時に市章のデザインに色の規程があることで運用に規制がかかることが考えられる。
- 委員 ・運用においては8（著作権等）（3）において若干の作品の変更を謳っているのですが、色の変更等は問題にならないのではないか。
- 事務局 ・色によりデザインのイメージが違ってくるのが予想される。選考する際にもかなり難しくなることが予想される。運用において色を変えるときに支障が生じることも考えられる。

確認事項

他市町村章及び登録商標等については、全国の市町村章の掲載されている冊子やホームページ等を参考に、第1次選考・2次選考において、候補を選考する段階で調査をすることを確認した。

【確認事項 に関わる意見等】

- 委員 ・公募で寄せられた市章候補のデザインに変更を加える場合、応募した人の許可が必要になるのではないか。
- 委員 ・2（募集する市章）（2）の類似しないもの文言について、他のマークの今あるものについての資料を準備するのか。
- 事務局 ・他市町村章及び登録商標等については、全国の市町村章の掲載されている冊子やホームページ等を参考に、第1次選考・2次選考において、候補を選考する段階で調査をすることとなる。

確認事項

決定した市章を実際に使用するまでの期間があること、議決を経た後に合併の気運を盛り上げることを考え、募集期間は1市6町における議決後とし具体的な期間については、募集する際のチラシ等を作成する時点で小委員会において再度検討することを確認した。

【確認事項 に関わる意見等】

委員 ・ 4（募集期間）について、どのくらいの期間が必要か。

事務局 ・ 先進事例、デザイン特性の観点から考えると応募期間は2ヶ月間が必要であると考えられる。選考過程において、調査等の事務処理、検討には先進事例から見ると2ヶ月は必要と考えられる。

委員 ・ 4（募集期間）について、各市町における合併の議決（6月）後以降が良いのではないか。

委員 ・ 1市6町のイメージで市章を作るのだから、募集は行うとしても市章の選考については5月の合併の調印、6月の各市町における議決を経た上で行った方が良いのではないか。

委員 ・ 4月1日から2ヶ月間募集を行い、議決前に募集を終わらせるのがいいのではないか。

事務局 ・ 流れとしては、議決後に募集を行う場合、議決が終わって新市が誕生するということを市民の方にもっと知っていただく、合併をするんだという醸成のために打ち出す考え方、また議決前に募集を行い、選考は議決後に行う考え方がある。

「新市の市章候補募集要領（案）」については、原案のとおりとすることを確認した。

暫時休憩（午後3時5分）

再開（午後3時15分）

（2）新市の市章候補選定基準（案）について

事務局・・・広報広聴班小田中班長により資料（P8）に基づき説明。

確認事項

確認事項

商標登録に係る訴訟事例については今後事務局において調査し、報告することを確認した。

【確認事項 に関わる意見等】

委員 ・ 2選定方法中の（2）学識経験者等の範囲はどこまでとするのか。

事務局 ・ 先進事例として加美町の場合、管内の学校の美術等の先生にご指導をいただいた例がある。「できる」という1項を選定基準内に入れて、必要に応じて意見を聞くことができるようにしておく考えである。

委員 ・ 商標登録の件で、白黒のデザインで登録になるのか。カラーを入れて登録となるのか。商標登録上の登録がなければ、同じものがあっても何ら差しさがないのであろうか。

事務局 ・ 一般の市町村のマークについては確実に調査を行う予定であるが、会社商標等については全てが登録されているとは限らない、先進地に聞いても、全てをチェックすることは不可能であると聞いている。調査ができる範囲内で調査を行う。結果的に似たようなものがあったとしても、営利を目的とした商売をしない限り、訴訟等にはならない旨の話を伺っているが、今後更に詳細に調査を行い報告することとしたい。

委員 ・ 過去に商標で訴訟があった話を聞いたため、今後更に調べていただきたい。

確認事項

「新市の市章候補選定基準（案）」の3応募作品の修正は、下記のとおり訂正することを確認した。

【確認事項 に関わる意見等】

委員 ・ 3応募作品の修正の中に「作品の趣旨を損なわない範囲で修正することができる」という文言があるが、「新市の市章候補募集要領（案）」の中の8（著作権）（3）で「作品に若干の変更を加える場合がある」という文言がある。「修正」と「変更を加える」の違いは、同

じ文言でかまわないのではないか。「修正する」ということは、大幅に修正する場合と若干修正することがあるし、変更するというは修正するという。応募してきたものを修正するというと文言としてかなり厳しい感じ（イメージ）がする。

3 採用作品の変更

採用作品の使用に当たっては、作品に若干の変更を加える場合がある。

確認事項

小委員会における市章に関わる色の取扱いについては、新市合併までの間に色について決めるか否かを再検討することとし、現段階では白地に黒のデザインで公募、選考することを確認した。

【確認事項 に関わる意見等】

- 委員 ・ 1 選定基準（2）「市旗，パッチ等にも」の文言に関わることで、小委員会において色の選定基準を決めておかなくても大丈夫か。他の機関で決めることになるのか。
- 事務局 ・ 現在各市町の例規の上で、色を規定しているところはあまりない。この小委員会の中で新しい市章の色まで決めるかどうかの結論は、もう少し時間をいただきたい。

確認事項

学識経験者等の取扱いについては、選考方法も含め、次回の小委員会の中で検討していくことを確認した。

【確認事項 に関わる意見等】

- 委員 ・ 作品の変更はいつ、どこで、誰が行うのか。
- 事務局 ・ 一般にデザインの先生をお迎えして変更を加えることが理想的と考えられるが、現状ではどうしても修正が必要とされる場合はこの小委員会の中で、と考えている。
- 事務局 ・ よくある例では、最終的に委員会で5点に絞り込む段階で、委員の合意の中で、例えば線のこの部分を長くした方がいいという意見が出てきたときなどが考えられる。そうした部分的な長さや山の高さを変えることにより、こちらの作品がいいという場面が出てくるときが想定される。
- 委員 ・ 少し修正，ちょっとした手を加えることは難しい。選考時に学識経験者等の方の意見を聞き変更を加えるか，選考後にプロの方にバランス的なものを踏まえ変更を加えることを考えるのかということをお程度考えておく必要があるのではないかと。学識経験者等の意見を聞く場合，レベルの高い人の意見を聞くとその意見に流されやすい，そうでない場合はなかなか意見がまとまりにくくなるのが懸念される傾向にある。そういった意味で学識経験者等の扱いについては難しい。
- 事務局 ・ 学識経験者等については，選定方法の詳細について，これから検討することになるが，例えば応募数が2，000を超えた場合，果たして委員全員が見られるかということが考えられる。仮にそうした場合，あらかじめ管内のデザインの先生方に予備審査をしていただく。そういう方法もあっていいのではないかと考えられる。

確認事項

著作権の取得とデザインの変更に関わる事項については，次回の小委員会までに調査し，再度報告することを確認した。

【確認事項 に関わる意見等】

- 委員 ・ 応募者の中には美術の先生や画家の先生方が応募する場合がある。そうした方は著作権を重んじデザインの変更を嫌う。変更する場合には事前に応募者へ連絡し許可を得て変更を行うこと。変更する際の知識としていただきたい。
- 委員 ・ 応募要領の中の「採用作品に関する一切の権利は，協議会及び新市に帰属する。」の文言の著作権に関する事項で変更が行えるか確認をすべきではないか。

「新市の市章候補選定基準(案)」について、「1 選定基準」「2 選定方法」は原案のとおりとし、「3 応募作品の修正」については上記確認事項 に訂正することを確認した。

その他

次回開催の日程について

6月の構成市町議会における合併の議決以降を目途に日程を調整し、別途連絡することを確認した。

暫時休憩(午後3時42分)

再開 (午後3時50分)

第11回大崎地方合併協議会(平成16年2月6日開催)に提案予定の「協定項目19 慣行の取扱い」における「市章」関わる部分の記述について
今回の小委員会の会議結果を踏まえ下記の内容で提案することを確認した。

協定項目19 慣行の取扱い

1 慣行の取扱いのうち新市の市章については公募することとし、新市の市章候補の選定を「新市名称及び市章選定小委員会」に付託し、小委員会において協議、調整のうえ、合併時までに協議会で決定する。

6. 閉会の挨拶・・・小笠原副委員長

7. 閉会・・・広報広聴班 中田主任

